平成二十四年一月十二日

広島県知事 湯 英 彦

					T	
一〇六五号	一一六三号	一一六二号	一一六一号	一一六○号	一一二八号	登録番号
肥 副 料 産 元 灰	肥 混 料 合 不 灰	肥 混 料 合 不 灰	肥 混 料 合 不 灰	肥 副 料 産 石 灰	肥 副 料 産 石 灰	種肥 料 類の
灰 八副産 イ四	一 ○ 月 日 日 日 石 万 万 天 天 大 り カ キ ミ 子 、 大 り カ キ 、 と う に う に う 、 ろ と う 、 と う 、 と う と う 、 と う と う と う と う と	七 混 入 粒 号 合 石 灰 ア	五 足 別 別 り 力 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	四六号S 副 産 石 灰	号石カ苦 灰キ士 一副り ○産り	名肥 料 称の
四 ア 八 ル つ リ 分	ー ○ ・ ○ ・ ○ ・ と 浴性苦 土 土	七・〇 - - - - - - - - - -	五・〇 <溶性苦 土 土	四 ア ル カ リ 分	ー ○ ○ ・ ○ ・ ○ ・ さ 苦 士 土 ) 分	成保 <sup>(</sup> 分 量証
含有を許される有害成分のとおり	含有を許され る有害成分の の他の制限事 のとおり 格	会有を許され のとおり のとおり のとおり のとおり のとおりの のとおりの を れる のとおりの のとおりの のとおりの のとおりの のとおりの のとおりの のとおりの のとおりの のとおりの のといる。	含有を許され る有害成分の 明は公定規格 のとおり	の他の制限事 の他の制限事 を対して のとおり のとおりの を対して のとおりの のとおりの のとおりの	の他の制限事 の他の制限事 を対して のとおり のとおりの を対して のとおりの のとおりの のとおりの	の 規 の 格他
五番一五号	一号 一丁目四番三 一丁目四番三 一号	一号 一丁目四番三 一丁目四番三 一号	一号 一丁目四番三 一丁目四番三 一丁目四番三	一号 一丁目四番三 一丁目四番三 一丁目四番三	一号 一丁目四番三 一丁目四番三 一号	名称及び住所 氏 名 又 は
三月一三日	一月二一 日 日	一月二一日 日	一月二一日 日	一月二一 日 日	甲○月一○	期登 録 有 限効

広島県第	一一五二号 二一五二号	一○三○号	一○六六号	
号	号	号	号	
機 	そ か 米 ぬ か み か み が 油	苦 土	石 灰	
サ 有 B ン一号 ト	粕粉末 油	料 性 副 一 一四・ 上肥 と	粒 品 カ 粗	
二加三り四窒素・ ・里・ ○全 量 量	一加六り二字 一加六・○ 二・○ 里 ○ 全量 量	一四・〇 - 四 ・〇 - 四・〇 - 二 可溶性苦土	四 ア ルカリ 分	
含有を許され る有害成分の とおり のとおり のとおり	該当なし	含有を許され のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり	含有を許され る有事成分の る有事成分の を は公定規格 格	
地の二 本	一号 港一丁目六番 市小倉北区東 市小倉北区東	地田一三八五番 出川窯材株式 品川窯材株式	五番一五号 宏島県福山市 会社 大部産業株式	
八月六 日 千年	七月六日	日 一二 月二八 年	三月一三日	